

水質管理について

～水道水を安心してお飲みいただくために～

- 県営水道の主な水源である相模川の水質は比較的良好であり、通常の浄水処理で水質基準を十分に満たした水道水を得ることができます。しかし、水源への化学物質の流入や車両事故による油の流入などの水質汚染事故や、湖で発生した藻類による浄水処理障害が発生することがあります。また、耐塩素性病原生物による感染症への対策や、原子力発電所の事故に関連した放射性物質への対応なども必要となっています。
- 水道水源の汚染などに対しては、原水^(注1)の水質監視と、適切な浄水処理を徹底していきます。また、原水だけでなく、浄水^(注2)や送配水過程での管理も行い、取水から給水までの各段階における水質異常に速やかに対応していきます。
- 県営水道では、すべてのお客さまに安心して水道水をご利用いただくために、水道法に基づく水質管理の徹底はもとより、水源から給水栓（蛇口）まで一貫した水質検査を実施し、浄水処理、送配水過程を含めた水質管理を行っていきます。また、神奈川県営水道事業経営計画（平成26年度～平成30年度）に基づき、水質管理体制の整備を計画的に行っていきます。
- このほか、水源流域の自治体や民間事業者などとの連絡体制を強化し、情報交換を密にするとともに、水源を同じくする県内水道事業者と連携して水質監視を行うなど、幅広い視野から水質管理に取り組んでいきます。
- 県営水道では、この水質検査計画に基づき、適切な検査を行うとともにその結果を公表していきます。また、お客さまの信頼に応えるため、さらなる水質管理水準の向上をめざし、毎年度この水質検査計画の内容を見直していきます。

（注1）原水：浄水処理を行う前の水道水の原料となる水のことです。河川水、湧水、地下水などがあります。

（注2）浄水：河川水等を飲用に適するように浄水処理を行った水のことです。

1 水質検査計画の基本方針

県営水道では、供給する水道水が給水栓において水質基準^(注1)に適合するか判断するために、計画的に水質検査を実施します。また、水質基準を補完する水質管理目標設定項目^(注2)及び水質管理上必要な項目^(注3)についても、必要に応じて検査を実施します。

この水質検査計画には、水道法施行規則第15条に基づき、定期の水質検査等について、検査する項目、採水の場所（検査地点）、検査の回数などを記載します。

水質検査計画に基づき実施した検査結果については、年報「県営水道の水質」及びホームページ「神奈川県営水道の水質情報」でお客さまに公表します。

2 水道事業の概要

県営水道は、相模川を水源とする寒川浄水場、谷ヶ原浄水場のほか、9箇所の浄水場と地下水、湧水、用水供給事業者からの受水によって、神奈川県内12市6町の給水区域の約280万人に給水をしています。

なお、箱根地区の水道事業については、平成26年度より包括委託を実施しています。

(1) 給水区域

次の12市6町を給水区域としています。

相模原市（緑区の一部を除く全域）、平塚市（土屋字遠藤原を除く全域）、鎌倉市、藤沢市、小田原市（一部）、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町（一部を除く全域）、寒川町、大磯町、二宮町、愛川町（一部）、箱根町（一部）

給水区域面積	808.59 km ² （平成27年3月31日現在）
--------	---------------------------------------

(2) 給水人口及び一日最大送水量

給水人口	2,799,807 人（平成27年3月31日現在）
一日最大送水量（平成26年度）	1,037,821 m ³ （平成26年7月16日）

(注1) 水質基準：水道水が備えなければならない基準で、厚生労働省令により定められています。51項目あります。

(注2) 水質管理目標設定項目：水質管理上留意すべき項目で、厚生労働省通知により定められています。26項目あります。

(水質基準及び水質管理目標設定項目の詳細はp17参照)

(注3) 水質管理上必要な項目：耐塩素性病原生物や放射性物質など厚生労働省通知に基づき実施する項目や浄水処理などにおいて重要であるため、県営水道が独自に実施する項目です。

(3) 浄水場等の名称と浄水処理方法

ア 県営水道の浄水施設

	浄水場・水源名	水源種別	処理方法	所在地	備考
大規模浄水場	寒川浄水場	表流水	急速ろ過	寒川町宮山	相模川の寒川取水堰より取水
	谷ヶ原浄水場	表流水 伏流水	急速ろ過 緩速ろ過	相模原市緑区 谷ヶ原	相模川の沼本ダム（相模湖放流水）より取水 相模川（城山ダム下流）の伏流水を取水
小規模浄水場	落合浄水場	表流水	膜ろ過	相模原市緑区 澤井	栃谷川より取水
	鎌沢浄水場	表流水	膜ろ過	相模原市緑区 佐野川	佐野川より取水
	和田浄水場	表流水	膜ろ過	相模原市緑区 佐野川	沢井川より取水
	底沢浄水場	表流水	膜ろ過	相模原市緑区 小原	底沢川より取水
	大山浄水場	表流水	膜ろ過	伊勢原市大山	大山川より取水
	鳥屋浄水場	伏流水	急速ろ過	相模原市緑区 鳥屋	早戸川の伏流水を取水
	長野浄水場	伏流水	膜ろ過	相模原市緑区 青野原	西沢の伏流水を取水
	イタリー浄水場	湧水	膜ろ過	箱根町仙石原	
	品ノ木浄水場	湧水	膜ろ過	箱根町仙石原	
地下水・湧水	惣領分水源	地下水	消毒のみ	平塚市土屋	
	吉沢水源	地下水	消毒のみ	平塚市土屋	
	水土野水源	湧水	紫外線	箱根町仙石原	
	大和水源	地下水	—	大和市上草柳	休止

注) 本計画では計画送水量10万m³/日以上浄水場を大規模浄水場、それ未満の規模の浄水場を小規模浄水場としています。

イ 神奈川県内広域水道企業団からの受水

県営水道は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」とします。）の次の3つの浄水場から用水供給を受けています。企業団は神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の4自治体が、水道用水供給事業を行うために設立した団体です。

水道用水供給事業とは、水道事業者による水の供給（水道水の卸売り）を行う事業です。

浄水場名	水源種別	処理方法	所在地	備考
綾瀬浄水場	表流水	急速ろ過	綾瀬市吉岡	相模川の相模大堰より取水
伊勢原浄水場	表流水	急速ろ過	伊勢原市日向	酒匂川の飯泉取水堰及び相模川の相模大堰より取水
相模原浄水場	表流水	急速ろ過	相模原市南区 下溝	酒匂川の飯泉取水堰及び相模川の相模大堰より取水

3 水質状況（水源、原水、浄水）

(1) 寒川浄水場

寒川浄水場の水源である相模川^(注1)は、水道水源としては比較的良好な水質の河川です。

浄水場の原水を取水している寒川取水堰は、相模川の河口から約6.5kmに位置し、上流の相模湖及び津久井湖^(注2)で発生した植物プランクトンや、相模川上流域及び中流域の人為的汚染の影響を受けます。

河川に油類、農薬類、異臭味の原因となる物質、陰イオン界面活性剤^(注3)などが流入した場合は、粉末活性炭処理により原因物質を除去します。

また、浄水処理を徹底し、ろ過水濁度を常に0.1度以下に維持することで、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム*¹等を除去します。（他の浄水場についても同様です。）



(2) 谷ヶ原浄水場

谷ヶ原浄水場は、主に相模湖を水源としています。相模湖では、ろ過池を閉塞させるシネドラ*²、ろ過水濁度に影響を与えるミクロキスチス*³、かび臭^(注4)の原因となるアナベナ*⁴等の植物プランクトンが発生します。

ろ過池やろ過水に影響を与える植物プランクトンに対しては、発生状況に応じて適切に浄水処理を行います。

また、かび臭など異臭味の原因物質に対しては、粉末活性炭処理により原因物質を除去します。



(3) 小規模浄水場

落合浄水場（相模原市緑区）などの小規模な浄水場は、山間部の河川などを水源としています。水源域では人為的汚染が少なく、良好な水質です。

(注1) 相模川：城山ダムから寒川取水堰までは、環境基準の河川A類型に指定されています。

河川類型は、水域の特性や利水状況等により規定され、AA、A～Eの6段階があります。

(注2) 相模湖及び津久井湖：両湖は、環境基準の湖沼A類型及び湖沼Ⅱ類型に指定されています。

湖沼類型は、水域の特性や利水状況等により規定され、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）等についてはAA、A～Cの4段階が、全窒素及び全リンについてはⅠ～Ⅴの5段階があります。

(注3) 陰イオン界面活性剤：合成洗剤の有効成分の一つです。

(注4) かび臭：アナベナ等の植物プランクトンや放線菌が産生するジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが主な原因物質です。

(4) 地下水・湧水

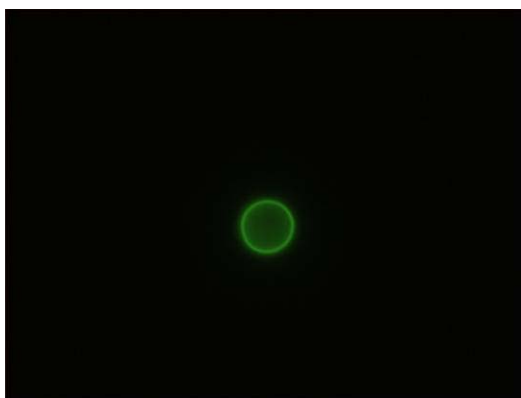
惣領分水源及び吉沢水源（平塚市）は地下水であり、大腸菌などの細菌類による汚染がほとんどみられず、非常に良好な水質です。

水土野水源（箱根町）は湧水であり、火山性の地質の影響を受けていますが、大腸菌などの細菌類による汚染がほとんどみられず、非常に良好な水質です。

(5) 企業団からの受水

企業団から受水している水道水については、受水地点までは企業団が水質検査を行っています。

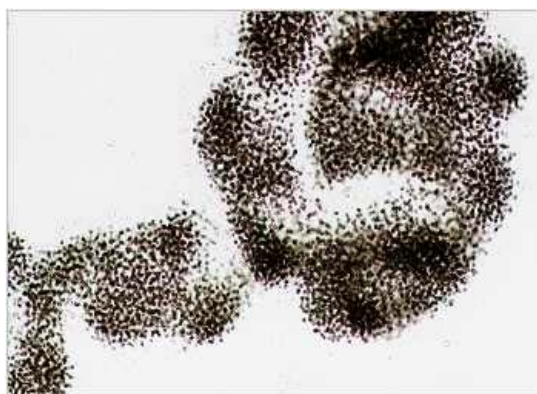
企業団の綾瀬浄水場は相模川を、伊勢原浄水場及び相模原浄水場は主に酒匂川^(注5)を水源としています。相模川及び酒匂川は、水道水源としては比較的良好な水質の河川です。



* 1 クリプトスポリジウム
(落射蛍光顕微鏡による画像)



* 2 シネドラ（珪藻類）



* 3 ミクロキスチス（藍藻類）



* 4 アナベナ（藍藻類）

(注5) 酒匂川：飯泉取水堰から上流（丹沢湖の区域を除く）は、環境基準の河川A類型に指定されています。

4 検査内容（検査地点、検査項目、検査回数等）

（1）水源水域の水質検査

県営水道では、常に安全で良質な水道水を供給するために、取水地点上流の水源水域において水質を定期的に監視し、浄水処理に反映しています。（p13 別表 1 参照）

（2）水道施設の水質検査

県営水道では、水道法で規定されている水道水（給水栓）の検査だけでなく、浄水場の原水や浄水等についても水道水に準じて定期的に水質検査を行います。

また、放射性セシウムについては、平成24年3月5日厚生労働省健康局水道課長通知健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき、浄水等で定期的に検査を行います。

ア 大規模浄水場（寒川浄水場、谷ヶ原浄水場）の水質検査（p14 別表 2 参照）

（ア）検査項目

原水は、水質の変化を的確に把握し、浄水処理を適切に行うために、消毒副生成物や味を除いた水質基準項目、消毒剤関連の項目等を除いた水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

浄水は、すべての水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

（イ）検査回数

検査は3箇月に1回以上行い、特に浄水処理を適切に行うために必要な項目及び衛生上重要な項目等については1箇月に1回以上検査を行います。

なお、谷ヶ原浄水場の原水のうち、伏流水は水質が安定しているため、検査は1年に1回以上行い、衛生上重要な項目等については1箇月に1回以上検査を行います。

イ 小規模浄水場の水質検査（p15 別表 3 参照）

（ア）検査項目

原水は、水質の変化を的確に把握し、浄水処理を適切に行うために、消毒副生成物や味を除いた水質基準項目、消毒剤関連の項目等を除いた水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

浄水は、すべての水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

（イ）検査回数

検査は1年に1回以上行い、特に浄水処理を適切に行うために必要な項目及び衛生上重要な項目等については1箇月に1回以上検査を行います。

ウ 地下水の水質検査（p16 別表 4 参照）

（ア）検査項目

惣領分水源及び吉沢水源は浄水処理が消毒のみであることから、消毒前の原水について、水質の変化を的確に把握するために、消毒副生成物や味を除いた水質基準項目、消毒剤関連の項目を除いた水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

(イ) 検査回数

検査は1年に1回以上行い、特に衛生上重要な項目等については1箇月に1回以上検査を行います。

エ 送配水系統の水質検査 (p14 別表2参照)

浄水場から給水栓に到達する過程の水質の変化を確認するために、大規模浄水場(寒川浄水場、谷ヶ原浄水場、企業団の各浄水場)系統ごとに配水池等の水質検査を行います。この検査は、消毒副生成物等の濃度が高くなると考えられる夏季に1回行います。

オ 箱根地区の水質検査

検査項目及び検査回数は、箱根地区水道事業包括委託により「平成28年度 神奈川県営水道 箱根地区水質検査計画」で定めています。

(3) 給水栓の水質検査

県営水道では、安全で良質な水道水を供給するために、水道法で規定されている水質基準項目のほかに、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目についても定期的に検査を行います。

なお、配水系統の切り替え等により検査地点を変更することがあります。

ア 毎日検査

水道水が常に安全であることを確認するために、給水区域の55地点に設置した自動水質測定装置により「色度、濁度、残留塩素濃度」を連続監視します。このほか、給水区域の47地点で「色、濁り、残留塩素濃度」について1日1回検査を行います。

イ 大規模浄水場系統 (p14 別表2参照)

大規模浄水場系統の水道水は、毎日検査を行う地点の中から、配水系統ごとに代表地点を12箇所選定し、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

ウ 小規模浄水場系統 (p15 別表3参照)

小規模浄水場系統の水道水は、毎日検査を行う地点の中から、浄水場系統ごとに代表地点を9箇所選定し、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

エ 地下水・湧水系統 (p16 別表4参照)

地下水・湧水系統の水道水は、毎日検査を行う地点の中から、水源系統ごとに代表地点を2箇所選定し、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

検査地点について

水源水域			
[相模川水系]	相模湖上流 2地点 毎月検査	相模湖 1地点 毎月検査 2地点 月3回検査	津久井湖 1地点 毎月検査
			宮ヶ瀬湖 1地点 毎月検査
			相模川本川 1地点 毎月検査
			相模川支川 2地点 毎月検査
[酒匂川水系]	丹沢湖 1地点 毎月検査 2地点 年6回検査	酒匂川本川 1地点 毎月検査 2地点 年4回検査	酒匂川支川 2地点 毎月検査
水道施設			
	大規模浄水場 (原水・浄水) 2地点 毎月検査 配水池等 5地点 年1回検査	小規模浄水場 (原水・浄水) 7地点 毎月検査	地下水 (原水) 2地点 毎月検査
給水栓			
	大規模浄水場系統	小規模浄水場系統	地下水・湧水系統
毎日検査(連続測定) 55地点	48地点	6地点	1地点
毎月検査地点(毎日検査地点のうち、水質基準項目等の検査を行う地点):23 ^(*) 地点			
	上記のうち、8地点 下記のうち、4地点	上記のうち、5地点 下記のうち、2地点 その他、2 ^(*) 地点	上記のうち、1地点 その他、1 ^(*) 地点
毎日検査(1日1回) 47地点	40地点	7地点	
毎日検査地点(色度(色)、濁度(濁り)、残留塩素の検査を行う地点):102地点			

(*1)箱根地区給水栓(元箱根、仙石原、宮城野)については、毎月検査のみ実施。(毎日検査は包括委託で実施。)

水源水域の検査地点

相模湖上流	山中湖 河口湖
相模湖	桂川橋 相模湖大橋(表層・5m・15m・下層) 弁天橋
津久井湖	三井大橋(表層・下層)
宮ヶ瀬湖	放流口
相模川	本川(座架依橋) 中津川(第一点津橋) 小鮎川(第二点津橋)

丹沢湖	堰堤側湖心(表層) 取水口側湖心(表層・5m・下層) 放流口
酒匂川	本川(峰下橋、十文字橋、飯泉橋上流) 狩川(狩川橋) 金瀬川(金瀬川末端)

大規模浄水場系統の検査地点

水道施設		給水栓		
浄水場	配水池等	毎月検査地点		毎日検査地点
寒川浄水場 (原水・浄水)	二本松ポンプ所 (寒川浄水場系) 寸沢嵐ポンプ所 (谷ヶ原浄水場系)	鎌倉市 津 (寒川・綾瀬混合系) 相模原市緑区 日連 (谷ヶ原浄水場系)	小田原市 沼代 (寒川・伊勢原混合系) 逗子市 池子 (綾瀬浄水場系)	左記の 毎月検査 地点を含め 88地点
谷ヶ原浄水場 (原水・浄水)	三ノ宮高区ポンプ所 (伊勢原浄水場系) 淵野辺ポンプ所 (相模原浄水場系) 大船高野ポンプ所 (綾瀬浄水場系)	平塚市 北金目 (伊勢原浄水場系) 海老名市 望地 (相模原浄水場系) 葉山町 長柄 (綾瀬浄水場系) 藤沢市 大庭 (寒川浄水場系)	厚木市 上荻野 (谷ヶ原・伊勢原・相模原混合系) 鎌倉市 今泉 (寒川・綾瀬混合系) 海老名市 門沢橋 (寒川・伊勢原混合系) 大和市 深見 (綾瀬・相模原混合系)	

※伊勢原浄水場、相模原浄水場、綾瀬浄水場は、企業団の浄水場

小規模浄水場系統の検査地点

水道施設	給水栓	
浄水場	毎月検査地点	毎日検査地点
落合浄水場(原水・浄水)	相模原市緑区 名倉 (落合浄水場系)	左記の 毎月検査 地点を含め 13地点
鎌沢浄水場(原水・浄水)	相模原市緑区 小淵 (鎌沢浄水場系)	
和田浄水場(原水・浄水)	相模原市緑区 佐野川 (和田浄水場系)	
底沢浄水場(原水・浄水)	相模原市緑区 千木良 (底沢浄水場系)	
大山浄水場(原水・浄水)	伊勢原市 大山 (大山浄水場系)	
鳥屋浄水場(原水・浄水)	相模原市緑区 青野原 (鳥屋浄水場系)	
長野浄水場(原水・浄水)	相模原市緑区 青野原 (長野浄水場系)	
イタリー浄水場(浄水 ^(*))	箱根町 元箱根 (イタリー浄水場系)	
品ノ木浄水場(浄水 ^(*))	箱根町 仙石原 (品ノ木浄水場系)	

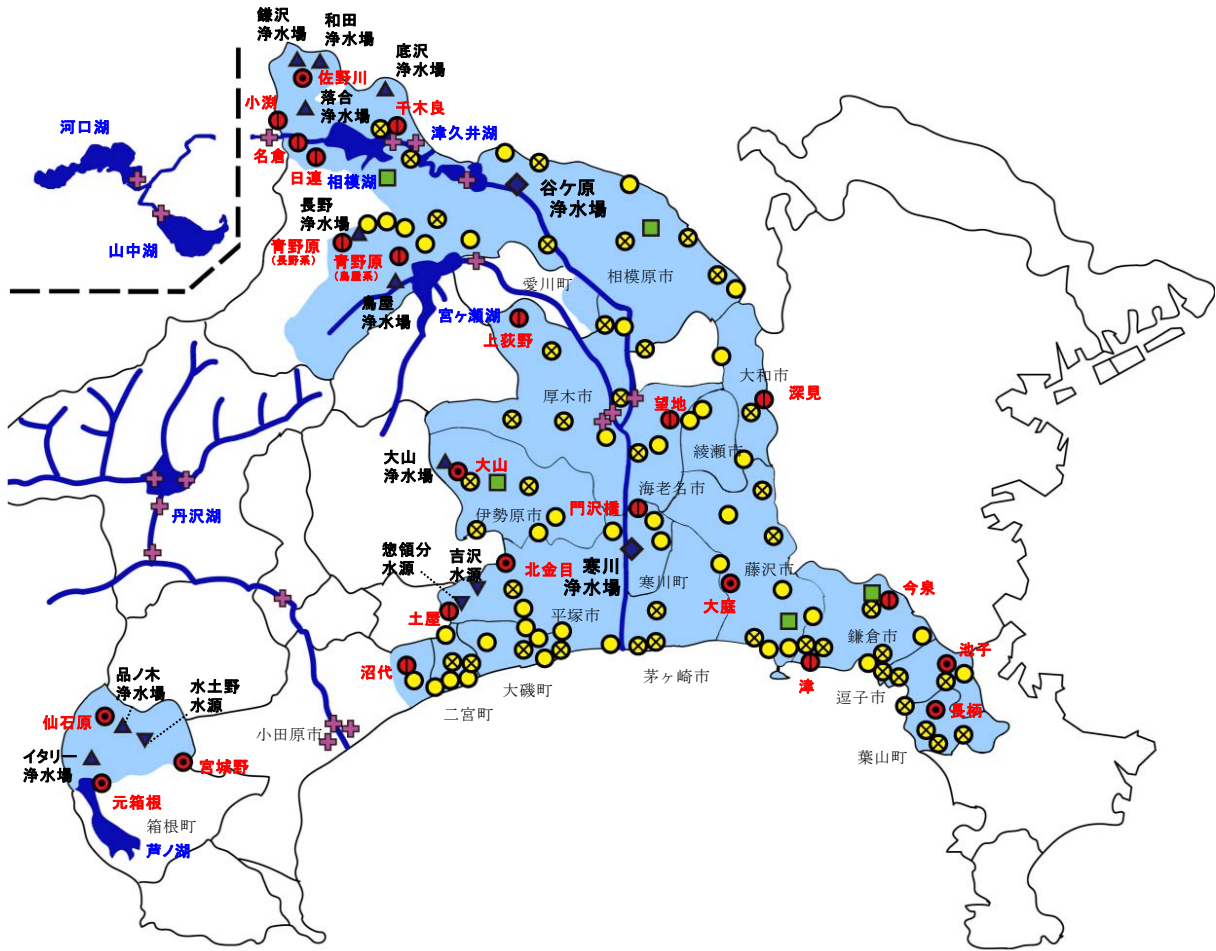
※イタリー浄水場、品ノ木浄水場、水土野水源の検査は箱根包括委託で実施

地下水・湧水系統の検査地点

水道施設	給水栓	
	毎月検査地点	毎日検査地点
惣領分水源	平塚市 土屋 (惣領分水源・寒川・伊勢原混合系)	土屋の毎月検査 地点を含め 1地点
吉沢水源		
水土野水源 ^(*)	箱根町 宮城野 (水土野水源系)	

(*)2放射性セシウム(セシウム134及び137)のみ浄水を3箇月に1回以上検査

検査地点概要図



(*1) 箱根地区給水栓（元箱根、仙石原、宮城野）については、毎月検査のみ実施。（毎日検査は包括委託で実施。）

凡例

記号	検査地点等		地点数		
+	水源水域	相模湖上流、相模湖、津久井湖、相模川支川等	18		
◆	水道施設	大規模浄水場	寒川浄水場、谷ヶ原浄水場	2	
		小規模浄水場	落合浄水場、鎌沢浄水場、鳥屋浄水場等	9	
		地下水・湧水	惣領分水源、吉沢水源、水土野水源	3	
■	配水池等	二本松ポンプ所、寸沢嵐ポンプ所等	5		
○	(*1) 毎日検査地点 給水栓	連続測定	色度、濁度、残留塩素のみ毎日検査する地点	41	55
			上記に加えて、水質基準項目等の毎月検査も行う地点（毎月検査地点）	14	
		1日1回検査	色、濁り、残留塩素のみ毎日検査する地点	41	47
			上記に加えて、水質基準項目等の毎月検査も行う地点（毎月検査地点）	6	
■	給水区域	12市6町			

5 水質検査方法

水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、厚生労働省健康局水道課長通知による「水質管理目標設定項目に係る標準的な検査方法」及び（公社）日本水道協会編集の「上水試験方法」等に規定された方法により行います。（p16 別表5 参照）

6 臨時の水質検査

（1）臨時の水質検査を行うための要件

水道法第20条第1項に基づく臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき
- イ 水源に異常があったとき
- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- エ 浄水過程に異常があったとき
- オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- カ そのほか、特に必要があると認められるとき

（2）臨時の水質検査を行う項目についての考え方

異常が認められる項目、または異常のおそれのある項目のほか、関連する項目について状況に応じて必要な水質検査を行います。

（3）臨時の水質検査のための検査地点及びその評価の考え方

水質検査の採水場所については、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。また、異常のおそれがある場合については、安全が確認できるまで継続して検査を行います。

7 水質検査の自己、委託の区分

水源水域の水質の検査については、広域水質管理センター（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の4水道事業者及び企業団で設置）が実施します。

県営水道の水道施設（箱根地区を除く）の原水・浄水の検査については、県営水道が実施します。また、箱根地区の水道施設については、箱根地区水道事業包括委託により実施します。なお、放射性セシウムの検査は、県営水道が実施し、ダイオキシン類の検査は、専門の検査機関に委託します。

給水栓の毎日検査（箱根地区を除く）及び給水栓の水質基準項目等の検査については、県営水道が実施します。また、箱根地区の給水栓の毎日検査については、箱根地区水道事業包括委託により実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

この水質検査計画は、各水道営業所に備え付け、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載します。

代表的な水道水の検査結果及び各浄水場の放射性セシウムの検査結果については、逐次ホームページに掲載します。また、各年度の検査結果については取りまとめて、「県営水道の水質（年報）」として発行し公表します（各水道営業所や給水区域の図書館で閲覧可能です）。

これらの情報は、以下のホームページにて公表しています。

県営水道の水質情報 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f8015/>

9 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

各地点の水質検査結果は、水質基準等や過去の検査結果と比較及び検証を行い、翌年度の水質検査計画の作成に反映していきます。また、水質検査計画の公表により、お客さまからお寄せいただいた意見も、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

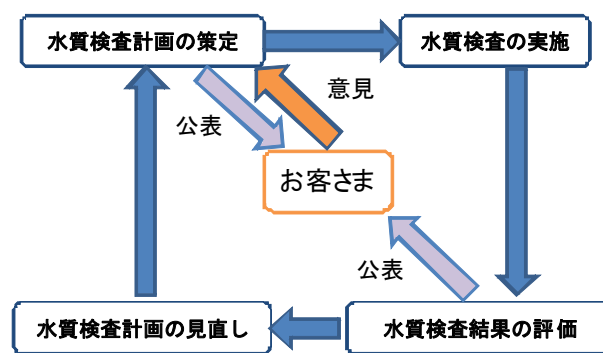


図 水質検査計画の策定の流れ

10 水質事故への対応

(1) 水道水源の汚染の把握

水源及びその周辺における汚染源及び汚染の原因となるおそれのある事業場等の状況について、関係行政機関から、また、PRTR制度^(注1)を活用して、情報を収集しています。相模川については、「相模川・酒匂川水質協議会」^(注2)で共同調査を行い、水道水源の汚染状況の把握に努めています。

また、県営水道として、神奈川県の関係機関と連携して水質汚染等の問題に取り組んでいます。

(2) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

水質事故発生時には「広域水質管理センター」で緊急連絡及び情報共有を行い、適切な対応をとっていきます。

また、「相模川・酒匂川水質協議会」で流域の行政機関や民間事業者に対して水質事故発生時の連絡・通報について協力依頼を行っています。

11 その他の事項

(1) 水質基準項目等の定量下限値及び測定精度

厚生労働省健康局水道課長通知に基づく定量下限値以下とし、定められた測定精度を確保します。

(2) 水質検査における精度管理及び信頼性保証（水道水質センター）

水道水質センターは、平成18年2月に（公社）日本水道協会が制定した「水道GLP」^{（注3）}の認定検査機関として認定されました。そして、厳正な現地審査等の結果、平成26年2月に認定が更新され、精度と信頼性を確保した水質検査を実施しています。

今後も、最新の知見の収集や自主的な精度管理体制の見直しを行い、より確実な精度管理体制の構築に努めるとともに、厚生労働省や神奈川県保健福祉局等で実施している統一試料による精度管理の調査等に参加します。



JWWA-GLP006号
水道GLP認定

(3) 給水管などに係る衛生対策の推進

より一層安全な水道水を供給するため、効率的かつ早急な鉛管及び未ライニング鍍鉄管の解消に向けて取り組んでいます。

（注1）PRTR制度：化学物質排出移動量届出制度のことで、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか等のデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

（注2）相模川・酒匂川水質協議会：県営水道、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局及び企業団で構成し、共通の水源である相模川及び酒匂川水系の水質保全に関して、国への要望活動、関係機関等への要請活動、共同調査などを行っています。

（注3）水道GLP：GLPは「Good Laboratory Practice」の略称です。

水道GLPとは、水質検査結果が信頼できる検査機関であることを、公益社団法人日本水道協会が認定する制度で、4年に1回、認定の更新審査を受けます。

別表2 大規模浄水場系統の検査項目及び年間の検査回数

項目名	浄水場			配水池等	給水栓	
	原水		浄水		法定回数	実施回数
	表流水	伏流水				
1 一般細菌	12	12	12		12	12
2 大腸菌	12	12	12		12	12
3 カドミウム及びその化合物	4	1	4		4	4
4 水銀及びその化合物	4	1	4		4	4
5 セレン及びその化合物	4	1	4		4	4
6 鉛及びその化合物	4	1	4		4	4
7 ヒ素及びその化合物	4	1	4		4	4
8 六価クロム化合物	4	1	4		4	4
9 亜硝酸態窒素	12	12	12		4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	4		4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12		4	4
12 珪素及びその化合物	12	12	12		4	4
13 ホウ素及びその化合物	4	1	4		4	4
14 四塩化炭素	12	1	4		4	4
15 1,4-ジオキサン	4	1	4		4	4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	12	1	4		4	4
17 ジクロロメタン	12	1	4		4	4
18 テトラクロロエチレン	12	1	4		4	4
19 トリクロロエチレン	12	1	4		4	4
20 ベンゼン	12	1	4		4	4
21 塩素酸			4	1	4	4
22 クロロ酢酸			4	1	4	4
23 クロロホルム			4	1	4	4
24 ジクロロ酢酸			4	1	4	4
25 ジブロモクロロメタン			4	1	4	4
26 臭素酸			4	1	4	4
27 総トリハロメタン			4	1	4	4
28 トリクロロ酢酸			4	1	4	4
29 ブロモジクロロメタン			4	1	4	4
30 ブロモホルム			4	1	4	4
31 ホルムアルデヒド			4	1	4	4
32 亜鉛及びその化合物	4	1	4		4	4
33 アルミニウム及びその化合物	12	12	12		4	4
34 鉄及びその化合物	12	12	12		4	4
35 銅及びその化合物	4	1	4		4	4
36 ナトリウム及びその化合物	4	1	4		4	4
37 マンガン及びその化合物	12	12	12		4	4
38 塩化物イオン	12	12	12		12	12
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	12		4	4
40 蒸発残留物	4	1	4		4	4
41 陰イオン界面活性剤	4	1	4		4	4
42 ジェオスミン	12	1	12		(*1)	12
43 2-メチルインボルネオール	12	1	12		(*1)	12
44 非イオン界面活性剤	4	1	4		4	4
45 フェノール類	4	1	4		4	4
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	1	12	12
47 pH値	12	12	12	1	12	12
48 味			12	1	12	12
49 臭気	12	12	12	1	12	12
50 色度	12	12	12	1	12	12
51 濁度	12	12	12	1	12	12

項目名	浄水場			配水池等	給水栓
	原水		浄水		
	表流水	伏流水			
1 アンチモン及びその化合物	4	1	4		4
2 ウラン及びその化合物	4	1	4		4
3 ニッケル及びその化合物	4	1	4		4
5 1,2-ジクロロエタン	4	1	4		4
8 トルエン	4	1	4		4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	4	1	4		4
10 亜塩素酸			4	1	4
12 二酸化塩素					
12 ジクロロアセトニトリル			4	1	4
14 抱水クロラール			4	1	4
15 農薬類	4	1	4		4
16 残留塩素			12	1	12
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)*	12	12	12		4
18 マンガン及びその化合物*	12	12	12		4
19 遊離炭酸	4	1	4		4
20 1,1,1-トリクロロエタン	4	1	4		4
21 メチル-tert-ブチルエーテル	4	1	4		4
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					
23 臭気強度(TON)	12	12	12	1	12
24 蒸発残留物*	4	1	4		4
25 濁度*	12	12	12	1	12
26 pH値*	12	12	12	1	12
27 腐食性(ランゲリア指数)	4	1	4		4
28 従属栄養細菌	12	12	12		12
29 1,1-ジクロロエチレン	4	1	4		4
30 アルミニウム及びその化合物*	12	12	12		4
1 嫌気性芽胞菌**	4	1			
2 クリプトスポリジウム**	4	1			
3 ジアルジア**	4	1			
4 放射性セシウム(セシウム134及び137)	12		12		
5 ダイオキシン類	2		2		
6 生物化学的酸素要求量	(*2)				
7 溶存酸素	(*2)				
8 生物	12		12		
9 ウェルシュ菌	12	12			
10 好気性芽胞菌	12		12		
11 大腸菌群	12	12	12		12
12 糞便性連鎖球菌	12	12			
13 アンモニア態窒素	12	12			
14 カルシウム	4	1	4		4
15 マグネシウム	4	1	4		4
16 硫酸イオン	12	12	12		4
17 トリハロメタン生成能	4				
18 総アルカリ度	12	12	12		4
19 電気伝導率	12	12	12		12
20 水温	12	12	12	1	12

(注1)原水(表流水):寒川浄水場 沈砂池入口及び谷ヶ原浄水場 緩速着水井、原水(伏流水):谷ヶ原浄水場 伏流水流出口

(注2)浄水:寒川浄水場及び谷ヶ原浄水場の浄水池等

(注3)配水池等:二本松ポンプ所、寸沢嵐ポンプ所、三ノ宮高区ポンプ所、淵野辺ポンプ所及び大船高野ポンプ所

(注4)給水栓:鎌倉市津、相模原市緑区日連、平塚市北金目、海老名市望地、葉山町長柄等12地点

(注5)水質基準項目の法定回数の欄において、「12」は概ね1箇月に1回以上、「4」は概ね3箇月に1回以上を示す。

(注6)水質管理目標設定項目のうち「*」が付いた項目は、水質基準項目と重複。

(注7)水質管理目標設定項目「二酸化塩素」は、消毒剤として二酸化塩素を使用していないため検査を省略。

(注8)水質管理目標設定項目「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」は、水質基準項目「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」で代替できるため検査を省略。

(注9)水質管理上必要な項目のうち「**」が付いた項目は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日 厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第0330005号)に基づき検査を行う。

(注10)水質管理上必要な項目「放射性セシウム(セシウム134及び137)」は、平成24年3月5日 厚生労働省健康局水道課長通知 健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき検査を行う。

(*1) 及び臭物質を産生する藻類が、水源において発生する時期に、概ね1箇月に1回以上

(*2) 寒川浄水場のみ「12」

別表3 小規模浄水場系統の検査項目及び年間の検査回数

項目名	浄水場		給水栓	
	原水	浄水	法定回数	実施回数
1 一般細菌	12	12	12	12
2 大腸菌	12	12	12	12
3 カドミウム及びその化合物	1	1	4	4
4 水銀及びその化合物	1	1	4	4
5 セレン及びその化合物	1	1	4	4
6 鉛及びその化合物	1	1	4	4
7 ヒ素及びその化合物	1	1	4	4
8 六価クロム化合物	1	1	4	4
9 亜硝酸態窒素	4	4	4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4
12 フッ素及びその化合物	4	4	4	4
13 ホウ素及びその化合物	1	1	4	4
14 四塩化炭素	1	1	4	4
15 1,4-ジオキサソ	1	1	4	4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	4	4
17 ジクロロメタン	1	1	4	4
18 テトラクロロエチレン	1	1	4	4
19 トリクロロエチレン	1	1	4	4
20 ベンゼン	1	1	4	4
21 塩素酸		4	4	12
22 クロロ酢酸		1	4	4
23 クロホルム		1	4	4
24 ジクロロ酢酸		1	4	4
25 ジブロモクロロメタン		1	4	4
26 臭素酸		1	4	4
27 総トリハロメタン		1	4	4
28 トリクロロ酢酸		1	4	4
29 プロモジクロロメタン		1	4	4
30 ブロモホルム		1	4	4
31 ホルムアルデヒド		1	4	4
32 亜鉛及びその化合物	1	1	4	4
33 アルミニウム及びその化合物	1	1	4	4
34 鉄及びその化合物	4	4	4	4
35 銅及びその化合物	1	1	4	4
36 ナトリウム及びその化合物	1	1	4	4
37 マンガン及びその化合物	4	4	4	4
38 塩化物イオン	4	4	12	12
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4
40 蒸発残留物	1	1	4	4
41 陰イオン界面活性剤	1	1	4	4
42 ジェオスミン	1	1	(※1)	1
43 2-メチルイソボルネオール	1	1	(※1)	1
44 非イオン界面活性剤	1	1	4	4
45 フェノール類	1	1	4	4
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12
47 pH値	12	12	12	12
48 味		12	12	12
49 臭気	12	12	12	12
50 色度	12	12	12	12
51 濁度	12	12	12	12

項目名	浄水場		給水栓
	原水	浄水	
1 アンチモン及びその化合物	1	1	4
2 ウラン及びその化合物	1	1	4
3 ニッケル及びその化合物	1	1	4
5 1,2-ジクロロエタン	1	1	4
8 トルエン	1	1	4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1
10 亜塩素酸		1	4
12 二酸化塩素			
13 ジクロロアセトニトリル		1	4
14 抱水クロラール		1	4
15 農薬類	1	1	1
16 残留塩素		12	12
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)*	4	4	4
18 マンガン及びその化合物*	4	4	4
19 遊離炭酸	1	1	1
20 1,1,1-トリクロロエタン	1	1	4
21 メチルセブチルエーテル	1	1	4
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)			
23 臭気強度(TON)	12	12	12
24 蒸発残留物*	1	1	4
25 濁度*	12	12	12
26 pH値*	12	12	12
27 腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1
28 従属栄養細菌	12	12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	1	1	4
30 アルミニウム及びその化合物*	1	1	4
1 嫌気性芽胞菌**	(※2)		
2 クリプトスポリジウム**	(※2)		
3 ジアルジア**	(※2)		
4 放射性セシウム(セシウム134及び137)		(※4)	
5 ダイオキシン類			
6 生物化学的酸素要求量			
7 溶存酸素			
8 生物			
9 ウェルシュ菌	12		
10 好気性芽胞菌	(※3)	(※3)	
11 大腸菌群	12	12	12
12 糞便性連鎖球菌	(※3)		
13 アンモニア態窒素	4		
14 カルシウム	1	1	1
15 マグネシウム	1	1	1
16 硫酸イオン	4	4	4
17 トリハロメタン生成能			
18 総アルカリ度	1	1	1
19 電気伝導率	12	12	12
20 水温	12	12	12

(注1) 原水及び浄水: 落合、鎌沢、和田、底沢、大山、鳥屋及び長野の各浄水場の着水井等及び浄水池等

(注2) 給水栓: 相模原市緑区名倉、伊勢原市大山、箱根町元箱根等9地点

(注3) 水質基準項目の法定回数の欄において、「12」は概ね1箇月に1回以上、「4」は概ね3箇月に1回以上を示す。

(注4) 水質管理目標設定項目のうち「*」が付いた項目は、水質基準項目と重複。

(注5) 水質管理目標設定項目「二酸化塩素」は、消毒剤として二酸化塩素を使用していないため検査を省略。

(注6) 水質管理目標設定項目「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」は、水質基準項目「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」で代替できるため検査を省略。

(注7) 水質管理上必要な項目のうち「**」が付いた項目は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第0330005号)に基づき検査を行う。

(注8) 水質管理上必要な項目「放射性セシウム(セシウム134及び137)」は、平成24年3月5日 厚生労働省健康局水道課長通知 健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき検査を行う。

(※1) 及び臭物質を産生する藻類が、水源において発生する時期に、概ね1箇月に1回以上

(※2) 鳥屋浄水場は「2」、落合、鎌沢、和田、底沢、大山及び長野の各浄水場は「1」

(※3) 鳥屋浄水場は「12」、落合、鎌沢、和田、底沢、大山及び長野の各浄水場は「1」

(※4) 落合、鎌沢、和田、底沢及び大山の各浄水場は「12」、鳥屋、長野、イタリー及び品ノ木の各浄水場は「4」

別表4 地下水・湧水系統の検査項目及び年間の検査回数

項目名	原水	給水栓	
		法定回数	実施回数
1 一般細菌	12	12	12
2 大腸菌	12	12	12
3 カドミウム及びその化合物	1	4	4
4 水銀及びその化合物	1	4	4
5 セレン及びその化合物	1	4	4
6 鉛及びその化合物	1	4	4
7 ヒ素及びその化合物	1	4	4
8 六価クロム化合物	1	4	4
9 亜硝酸態窒素	12	4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	4	4
12 フッ素及びその化合物	4	4	4
13 ホウ素及びその化合物	1	4	4
14 四塩化炭素	1	4	4
15 1,4-ジオキサン	1	4	4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	4	4
17 ジクロロメタン	1	4	4
18 テトラクロロエチレン	1	4	4
19 トリクロロエチレン	1	4	4
20 ベンゼン	1	4	4
21 塩素酸		4	(*2)
22 クロロ酢酸		4	4
23 クロロホルム		4	4
24 ジクロロ酢酸		4	4
25 ジブromクロロメタン		4	4
26 臭素酸		4	4
27 総トリハロメタン		4	4
28 トリクロロ酢酸		4	4
29 ブロモジクロロメタン		4	4
30 ブロモホルム		4	4
31 ホルムアルデヒド		4	4
32 亜鉛及びその化合物	1	4	4
33 アルミニウム及びその化合物	1	4	4
34 鉄及びその化合物	4	4	4
35 銅及びその化合物	1	4	4
36 ナトリウム及びその化合物	1	4	4
37 マンガン及びその化合物	4	4	4
38 塩化物イオン	4	12	12
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4
40 蒸発残留物	1	4	4
41 陰イオン界面活性剤	1	4	4
42 ジェオスミン	1	(*1)	1
43 2-メチルイソボルネオール	1	(*1)	1
44 非イオン界面活性剤	1	4	4
45 フェノール類	1	4	4
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12
47 pH値	12	12	12
48 味		12	12
49 臭気	12	12	12
50 色度	12	12	12
51 濁度	12	12	12

項目名	原水	給水栓
1 アンチモン及びその化合物	1	4
2 ウラン及びその化合物	1	4
3 ニッケル及びその化合物	1	4
5 1,2-ジクロロエタン	1	4
8 トルエン	1	4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1
10 亜塩素酸		4
12 二酸化塩素		
13 ジクロロアセトニトリル		4
14 抱水コロラール		4
15 農薬類	1	1
16 残留塩素		12
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)*	4	4
18 マンガン及びその化合物*	4	4
19 遊離炭酸	1	1
20 1,1,1-トリクロロエタン	1	4
21 メチルロープチルエーテル	1	4
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		
23 臭気強度(TON)	12	12
24 蒸発残留物*	1	4
25 濁度*	12	12
26 pH値*	12	12
27 腐食性(ランゲリア指数)	1	1
28 従属栄養細菌	12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	1	4
30 アルミニウム及びその化合物*	1	4
1 嫌気性芽胞菌**	4	
2 クリプトスポリジウム**		
3 ジアルジア**		
4 放射性セシウム(セシウム134及び137)	4	
5 ダイオキシン類		
6 生物化学的酸素要求量		
7 溶存酸素		
8 生物		
9 ウェルシュ菌	12	
10 好気性芽胞菌		
11 大腸菌群	12	12
12 糞便性連鎖球菌	12	
13 アンモニア態窒素	4	
14 カルシウム	1	1
15 マグネシウム	1	1
16 硫酸イオン	4	4
17 トリハロメタン生成能		
18 総アルカリ度	1	1
19 電気伝導率	12	12
20 水温	12	12

- (注1) 原水: 惣領分及び吉沢の各水源の井戸、集水設備等
- (注2) 給水栓: 平塚市土屋及び箱根町宮城野
- (注3) 水質基準項目の法定回数の欄において、「12」は概ね1箇月に1回以上、「4」は概ね3箇月に1回以上を示す。
- (注4) 水質管理目標設定項目のうち「*」が付いた項目は、水質基準項目と重複。
- (注5) 水質管理目標設定項目「二酸化塩素」は、消毒剤として二酸化塩素を使用していないため検査を省略。
- (注6) 水質管理目標設定項目「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」は、水質基準項目「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」で代替できるため検査を省略。
- (注7) 水質管理上必要な項目のうち「**」が付いた項目は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日 厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第0330005号)に基づき検査を行う。
- (注8) 水質管理上必要な項目「放射性セシウム(セシウム134及び137)」は、平成24年3月5日 厚生労働省健康局水道課長通知 健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき検査を行う。

(*1) かび臭物質を産生する藻類が、水源において発生する時期に、概ね1箇月に1回以上
 (*2) 平塚市土屋は「4」、箱根町宮城野は「12」